

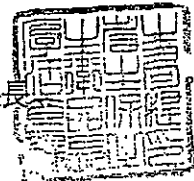


(参考資料1-2-2)

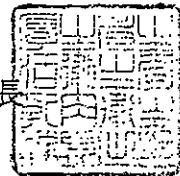
衛食第205号  
衛乳第256号  
衛化第55号  
平成12年12月22日

各 検疫所長 殿

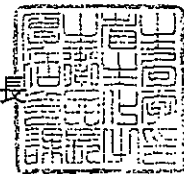
生活衛生局食品保健課長



乳肉衛生課長



食品化学課長



### 狂牛病発生国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、平成8年3月26日付衛乳第41号の1等により、関係業者に対する指導等をお願いしてきたところであるが、今般、農林水産省において、なお一層の牛海綿状脳症（BSE）侵入防止に万全を期するため、EU諸国、スイス及びリヒテンシュタインからの牛肉等（牛肉、牛臓器、加熱処理肉、加熱処理臓器、牛肉及び牛臓器を原料とした加工品等）のうち、平成13年1月1日以降の積み込み分について輸入停止措置をとる旨、畜産局長から動物検疫所長あて通知されたとの連絡があった。

については、貴職においても、当該食品（添加物を含む。）が輸入されることのないよう関係業者に対する周知、指導方よろしく願います。

なお、牛の骨については、上記通知の対象食品となっていないことから、EU諸国、スイス及びリヒテンシュタイン産のこれを原材料とする食品（添加物を含む。）については、輸入を控えるよう輸入者を文書により指導することとし、平成12年12月12日付衛乳第239号は平成12年12月31日をもって廃止する。